

消費生活 センターだより

富里市消費生活センター

〒286-0292

富里市七栄652-1富里市役所分庁舎2階

電話 0476-93-5348

【第20号】令和6年3月編集・発行

消費生活センターでは、衣・食・住など消費生活全般に関する商品・サービスへの苦情や相談について、専門の相談員が公正な立場で問題解決へのお手伝いをしています。相談は無料で、秘密は厳守します。



マスコットキャラクター
とみリン

消費者行政に関する市長表明



日ごろより本市消費者行政にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

近年、インターネットの利用などにより、契約方法が多様化し、キャッシュレス決裁が普及するなど、消費者を取り巻く環境が日々変化しております。

消費者にとって選択肢が増える一方で、契約におけるトラブルや高齢者などの社会的弱者を狙った悪質商法・特殊詐欺などの手口は複雑、かつ巧妙化しており、様々な問題が発生しています。

市では、平成22年4月に「消費生活センター」を設置し、専任の相談員により多種多様な相談に対応しております。さらに専門的な研修等により相談員の資質向上を図りながら相談機能の充実・強化を図っております。

また、消費者安全確保のため「富里市消費者行政推進連絡協議会」と見守り体制を構築するとともに、出前講座の開催や広報等により消費者トラブルの未然防止や対処法などの啓発に取り組んでまいります。

引き続き、市民の皆様の安全で安心な消費生活実現のため、より一層消費者行政の充実に努めてまいります。

富里市長 五十嵐 博文

とみちゃん秋まつり～富里市消費者フェスタ～ 開催！

～見守ろう みんなで防ごう 安心・安全な地域を目指して～

11月19日、地域の見守り目線の大切さを認識していただくイベントとして、富里市消費者行政推進連絡協議会との共催による「富里市消費者フェスタ」がとみちゃん秋まつりと同時開催されました。当日は天候にも恵まれ、世代を問わずたくさんの方にご来場いただき、明るい笑顔がいっぱいのイベントになりました。また、消費生活センターを身近に感じていただき、消費者被害未然防止強化に繋がるイベントとなりました。



シーボック君が応援に来てくれたよ！

【参加者の皆さんに聞きました！】

●質問：消費生活センターがあることを知っていたか？

知っている 64%

知らない 35%

無回答 1%

●質問：消費生活センターに関するセミナーで参加してみたいテーマはあるか？

第1位 食の安全・安心

第2位 悪徳商法に騙されないために

第3位 暮らしの契約、終活

【消費者クイズにもチャレンジ！】

●クーリング・オフできるのは、次のうちどれでしょう？

① ネットショッピングで買ったスポーツシューズ

② 訪問販売で契約した屋根の修理

③ お店で買った洋服

正解 ②

※クーリング・オフ制度は、消費者から一方的に契約解除する制度です。

②の訪問販売や電話勧誘販売など一定の取引が可能です。①の通信販売や③の店舗販売ではクーリング・オフ制度ではなく、返品する場合は店の方針によって決まります。



震災に便乗した悪質商法に注意

【相談事例1】

見た目では自宅に被害はないが、訪問してきた工事業者に「このままでは危ない。すぐに工事が必要だ」と言われた。

【相談事例2】

「保険金を使えばタダで修理ができる」と言われたが本当か。

【相談事例3】

市役所を名乗り、義援金を集めると訪問されたが信用できるか。



消費者へのアドバイス！

- 地震等の災害が起こると、その際の混乱や被災者を支援したいという気持ちにつけこんだ便乗商法と疑われる相談が寄せられます。今後、トラブルが広がる可能性がありますので、注意が必要です。
- 住宅修理等の勧誘をされてもその場ですぐに契約せず、複数の事業者から見積もりを取ったり、周囲に相談したりしたうえで慎重に契約しましょう。頼んでもいないのに押し付けてきて、しつこく勧誘する事業者には特に注意してください。
- 「保険金が使える」と言われてもその場ですぐに契約せず、加入先の保険会社や保険代理店に相談してください。
- 公的機関が、電話や訪問等で義援金を求めることはありません。募っている団体等の活動状況や用途をよく確認しましょう。

簡単に稼げるという副業に注意

【相談事例】副業ランキングサイトを見てスマホで簡単に稼げるマニュアルを申し込んだが怪しい。このまま無償でキャンセルしたい

検索サイトで副業を探していたところ、副業のランキングサイトを見つけた。「準備はスマホだけ」「1日10分の簡単作業」という第1位の仕事に興味を持ち、LINEの友だち登録をした。メッセージが届き、「仕事の内容を知るには22,000円のテンプレートマニュアルの購入が必要だ」と言われ、申し込んだ。「仕事内容の詳細は電話で説明する」というので日時を約束したが、インターネットで調べると怪しい事業者と分かった。まだマニュアルは届いていないので、キャンセルを申し出たら「継続することを強制していないが、30日以内にマニュアル代を払ってほしい」と返信があった。無償でキャンセルできないか。

【ほかにも下記のような相談が寄せられています】

- ・ネット検索で出てきた副業広告からLINEに友だち登録したら、初期費用無料のはずが電子書籍代を請求された。
- ・簡単に儲かるという情報商材を60万円で契約をしたが、全然もうからず、事業者とも連絡が取れない。

消費者へのアドバイス！



●「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告やランキングサイトをうのみにしない

SNSや動画広告、検索で表示されたランキングサイトなどで、「短時間で簡単に稼げる」「放置したままで報酬」「スタンプを送るだけで稼げる」といった、安さや気軽さ、メリットのみが強調された文言が用いられている場合があります。こうした文言をうのみにしないようにしましょう。

●作業内容や利益が出る仕組みがよくわからなければ契約しない

「すぐに元を取ることができる」「サポート費用は稼いだ分で後から支払えばよい」などと言われて高額なサポート契約を勧誘されているケースがみられます。事業者の説明をうのみにせず、どのように作業を行うのか、利益が出る仕組みとはどのようなものかなどを自分で調べて、よくわからなければ契約しないようにしましょう。

富里市消費生活センター ☎0476-93-5348(相談専用)

※消費者として、不安や疑問を感じたら、まずはセンターへご相談ください。

●場 所: 富里市役所 分庁舎2階(商工観光課隣り)

●相談日: 月曜～金曜日(祝日・年末年始除く) ●時間: 9時30分～12時、13時～16時まで

《FAXによる相談受付について》

専用の相談受付用紙にてFAX後、センターから折り返しご連絡させていただきます。

FAX: 0476-93-2101

※FAXでは相談の受付のみとなっております。詳しくは相談窓口にお問合せください。

